

社会福祉法人白山福祉会

法令遵守に関する基本方針

○目的

この基本方針は、社会福祉法人白山福祉会（以下、「法人」という。）における法令遵守に必要な事項を提示することにより、役職員等がすべての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、法人の事業活動が高い倫理性を持って行われることを目的とする。

○基本方針の定義

この基本方針において「方針」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びに法人の定款、諸規程（細則、要領等を含む。）及びこれらに関連する通知を示す。

- 1 この基本方針において「基本方針」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。
- 2 この基本方針において「役職員等」とは、法人の役員及び職員、派遣労働者並びに法人の契約先の労働者をいう。
- 3 この基本方針において「法人の事業活動」とは、法人定款に規定する事業の活動をいう。

○役職員等の責務

役職員等は、法人の事業活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが法人の事業活動の一端を担っていることを深く意識し、常に誠実に判断し行動する責務を有する。また、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、法人の事業活動を発展させることにより、定款に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

○法令遵守責任者等

法人の理事長は、法人本部に、法令遵守責任者を置くものとする

- 1 法令遵守責任者は、法令遵守の推進について統括し、法人全体における法令遵守体制の確立を図るとともに、法人の事業活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。
- 2 法令遵守責任者は、拠点の長をその拠点運営の法令遵守における責任者と位置付ける。
- 3 2で配置された拠点の長は、拠点における法令遵守体制の確立を図るとともに、法人の事業活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

法人の法令遵守責任者 社会福祉法人白山福祉会 事業部長
特別養護老人ホームラスール麻生施設長
川崎市特別養護老人ホームこだなか施設長

○法令等の遵守

役職員等は、法人の事業活動の実施、経理事務の遂行等に当っては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。また、役職員等は、事業の計画・立案、申請、実施、報告等法人の事業活動、経理事務の遂行の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、法人の事業活動で得たデータ等の記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならない。

○職場環境の整備

役職員等は、法人の事業活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図る為には、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

○利益相反

役職員等は、法人の事業活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

○法令等違反の通報

役職員等は、法人の事業活動全般、経理事務において、不正な行為処理を発見した場合は、直ちに法人の法令遵守責任者に通報するものとする。

- 1 法令遵守責任者は、役職員等からの不正発見の届出又は通報があった場合は、直ちに事実確認を行い違反と判断した場合は、当該届出又は通報があった拠点の長に是正措置を行うよう指示するとともに、是正確認を行う。
- 2 法令遵守責任者は、役職員等から報告のあった事案のうち、重要な事案については、理事長に報告し、対応を協議するものとする。
- 3 役職員等は、不正行為の事案によっては法令遵守責任者へ直接報告をすることができる。この場合、各拠点の長は当該役職員にいかなる不利益行為をしてはならない。
- 4 役職員等は、事実と反することを知って通報、個人的な利益を図る目的、誹謗・中傷目的による通報、その他不正の目的による通報をしてはならない。

「法令遵守に関する基本方針」制定に際しての基本的な考え方

「法令遵守」とは、法人が事業活動を展開していく上で最も基本となるべきものであり、各種法令の目的、精神を正しく理解し遵守していくことに他ならない。さらに法人には「公益団体」という性格上、「社会的責任」「社会貢献」が求められている。

昨今、明るみに出でている食品業界の偽装問題、公務員関係では年金の記録問題、出入り業者への預け金問題、介護保険業界では介護保険の不正請求、不正受給など組織のガバナンス（組織統治）の欠如が問題となっている。

このような中であって、法人としては、「法令遵守」を組織命題として掲げ、「法令遵守に関する基本方針」を制定して職員に周知徹底を図り、法人の組織体制を見直しながら、より強固なガバナンス体制を構築し「社会福祉法人」の使命を果たすために邁進するものである。

法令遵守責任者 法人本部 事業部長

ラスール麻生施設長

こだなか施設長

1. この基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日より適用される。